

松戸市こども発達センター（児童発達支援センター）運営規程

平成 22 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 3 月 31 日改正

平成 25 年 3 月 31 日改正

平成 29 年 3 月 31 日改正

平成 30 年 3 月 31 日改正

平成 31 年 3 月 31 日改正

令和 4 年 3 月 31 日改正

令和 5 年 3 月 31 日改正

令和 6 年 3 月 31 日改正

令和 7 年 3 月 31 日改正

令和 8 年 3 月 31 日改正

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、松戸市健康福祉会館条例（平成 9 年 12 月 22 日松戸市条例第 16 号）第 3 条により、松戸市が設置する「松戸市こども発達センター（以下「こども発達センター」という。）」において実施する指定障害児通所支援事業の適正な運営を確保するために定めるものである。

（事業の種類）

第 2 条 こども発達センターにおいて実施する事業の種類は指定障害児通所支援事業（児童発達支援センター）とする。

（事業の主たる対象とする障害の種類）

第 3 条 前条に規定した児童発達支援において主たる対象とする障害の種類は、身体に障害のある児童、知的障害のある児童及び精神に障害のある児童（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む。）。

（名称等）

第 4 条 第 2 条に規定した児童発達支援の業務について、主に保育を基本とした療育を担当する施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名称 松戸市こども発達センター（児童発達支援センター）
- （2）所在地 松戸市五香西三丁目 7 番地の 1

（目 的）

第 5 条 松戸市こども発達センター（児童発達支援センター）（以下「児童発達

支援センター」という。)は、発達に不安のある就学前の児童を日々保護者のもとから通わせ、心身の健やかな発達と集団生活に適応できる基礎作りについて支援することを目的とする。

(運営の方針)

第6条 児童発達支援センターは、通所する児童一人ひとりの基本的な療育方針を明確にするため、こども発達センター相談診療部門スタッフの意見や保護者の意向を取り入れた児童発達支援計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。）を行うものとする。

2 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮に努めるものとする。

3 事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行うものとする。

4 事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めるものとする。

5 指定児童発達支援の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定児童発達支援の提供ができるよう努めるものとする。

6 指定児童発達支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

7 前六項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日条例第86号）に定める内容のほかこども家庭庁支援局長が定める児童発達支援ガイドライン（以下「児童発達支援ガイドライン」という）等の関係法令等を遵守し、事業を実施するも

のとする。

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）に定める内容のほか厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める指定児童発達支援に関する指針（以下「児童発達支援ガイドライン」という。）等の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（定 員）

第7条 児童発達支援センターにおける定員は80人とする。

（通常の事業の実施区域）

第8条 通常の事業の実施区域は、松戸市の全域とする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第9条 児童発達支援センターにおける児童発達支援に係る職員の職種、員数及び基本的な職務の内容は、次のとおりとし、その他の分担については別に定めるものとする。

（1）管理者（施設長） 1名（常勤職員）

管理者は、児童発達支援センター職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、児童発達支援センター職員に対し、法令等において規定されている指定障害児通所支援事業に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）児童発達支援管理責任者 1名以上（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、個々の児童について作成する個別支援計画について助言・指導を行うほか、職員に対する技術指導及び助言を行う。また、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努める。

（3）保育士 24名以上（常勤職員 15人、非常勤職員 9人）

ア 児童発達支援管理責任者との協議に基づいた個別支援計画を作成し、保護者に説明の上、同意を得る。

イ 個別支援計画に基づき、通所中の児童及びその保護者に対し、適切に指導等を行う。

（4）児童指導員 1名以上（常勤職員）

個別支援計画に基づき、通所中の児童及びその保護者に対し、適切に指導等を行う。

（5）看護師 2名以上（常勤職員）

- ア 児童の健康管理について、保護者への指導を行う。
 - イ 児童の健康管理について他の児童発達支援センター職員に指導・助言を行うほか、児童発達支援センター全体の保健業務を行う。
- (6) 栄養士 1名以上(常勤職員)
- ア 児童の栄養管理及び摂食について保護者への指導を行うとともに、他の児童発達支援センター職員への指導・助言を行う。
 - イ 児童発達支援センター等の給食について献立の作成等を行う。
 - ウ 給食の実施について委託業者の指揮・監督を行う。
- (7) 運転士 3名(委託業者)
- 児童の送迎を行うほか、送迎用バス及び駐車場の維持管理等を行う。
- (8) 事務職員 1名(常勤職員)
- 事務職員は、障害児通所給付費及び負担金の収納に関する事務を行うほか必要な事務を行う。
- (9) 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者 1名以上(常勤職員)
- (10) 主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者 1名以上(常勤職員)
- 2 児童発達支援センターと診療所を兼務する職員の職種、員数及び児童発達支援センターに対する職務の内容は、次のとおりとする。
- (1) 医師 1名(常勤職員)
- 医師は、個々の児童の健康管理に関する業務を行うほか、通園施設職員に対し、療育について指導・助言を行う。
- (2) 理学療法士 1名以上(常勤職員)
- (3) 作業療法士 1名以上(常勤職員)
- (4) 言語聴覚士 1名以上(常勤職員)
- (5) 視能訓練士 1名(常勤職員)
- (6) 心理士 1名以上(常勤職員)
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士及び心理士は、それぞれの専門に基づいて、児童発達支援センター職員に対し、指導・助言を行う。

(開所日、開所時間及び支援時間)

第10条 児童発達支援センターは、松戸市健康福祉会館条例施行規則(平成10年3月25日松戸市規則第3号)(以下「施行規則」という。)第2条に規定された次の一号から四号に該当する日を休日とし、この休日を除いた日を開所日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 市長が必要と認めた日
- 2 開所日における開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 児童発達支援センターの支援時間は、開所時間のうち保育時間及び送迎時間をいうものとする。
 - (1) 保育時間 午前10時から午後2時まで
 - (2) 送迎時間 午前8時45分から10時まで及び午後2時から3時15分まで

(支援の内容)

第11条 児童発達支援センターにおける通所支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画に基づいた保育
- (2) 相談支援
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理
- (5) 社会との交流の促進
- (6) こども発達センター特有の保育
- (7) その他必要な支援

(利用児童)

第12条 児童発達支援センターを利用する児童は、施行規則第4条に規定する次の児童とする。

- (1) 松戸市から障害児通所給付の決定を受けた障害児
- (2) 松戸市が措置を決定した障害児

(利用申込)

第13条 通所支援を希望する当該児童の保護者は、施行規則第4条の2第1項に規定する「松戸市こども発達センター指定通所支援申込書」(以下「申込書」という。)をこども発達センターに提出するものとする。

- 2 申込書に添付する、市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 通所受給者証
 - (2) 子どもの状況把握票
 - (3) その他申込書記載事項の確認のために必要な書類

(利用の可否)

第14条 こども発達センターは、前条の申込に係る児童について入園会議を開催し、児童発達支援センターの利用の可否並びに可とした場合は入園の時

期を決定する。

2 入園会議は、次の職員により構成する。

- (1) 常勤医師
- (2) 相談診療部門長
- (3) 相談診療部門ケースワーカー
- (4) 施設長（児童発達支援センター施設管理者）
- (5) 児童発達支援管理責任者
- (6) その他常勤医師が必要と認めた者

（重要事項の説明）

第15条 児童発達支援センターは、入園会議により利用を「可」とした当該児童の保護者に、本運営規程に基づいて作成した入園説明書、入園のしおり等の重要事項に係る書類を交付し、説明を加えたうえで契約を行うものとする。

（費用の種類及びその額）

第16条 児童発達支援センターを利用する児童の保護者が負担する費用は、施行規則第4条の3の規定に基づく、次の費用とする。

(1) 施設利用料（障害児通所給付費利用者負担分）

児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に規定する、当該通所決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

(2) 給食費（食事の提供に要する費用）

次の表に定める額（当該費用のひと月分の合計額が6,000円を超える場合にあっては、6,000円）

負担上限額による区分	一日あたりの金額
負担上限額が 37,200 円の場合	500 円
負担上限額が 4,600 円の場合	230 円
負担上限額が上記の二つの区分以外の場合	70 円

※ その他市長が必要と認めた額。

（緊急時の対策と対応）

第17条 児童発達支援センターにおける事故等の予防及び事故等発生時の対応は、別に定める次のマニュアル等による。

(1) 事故防止マニュアル

- (2) 遊具点検実施要綱
- (3) 医療的ケアの実施について
- (4) 感染症対応マニュアル
- (5) 業務継続計画

(非常災害対策)

第18条 児童発達支援センターは、松戸市健康福祉会館に係る「防火管理者」からの指導に基づき、日々、建物構造、火気・消火器、消防用設備、収容人員の自主点検を実施するものとする。

- 2 児童発達支援センターは、松戸市健康福祉会館「消防計画」に基づいた年2回の総合訓練に参加するほか、毎月、建物内の火災を想定した初期消火・避難誘導訓練又は送迎バスの事故・火災を想定した避難誘導訓練を実施するものとする。
- 3 前項により毎月実施する訓練には、適宜、地震及び風水害を想定した避難誘導等の訓練を追加するものとする。
- 4 災害発生時には、児童の避難誘導を優先し、児童の安全確保のための備品及び食材等の備蓄に努めるものとする。

(苦情解決の体制)

第19条 児童発達支援センターは、松戸市の福祉サービスに対する苦情解決に関する要綱（平成12年11月22日松戸市告示第383号）第2条の規定に基づき、次のとおり苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置き、苦情に対する適切な対応を図るものとする。

- (1) 苦情解決責任者 管理者（施設長）をもって充てる
- (2) 苦情受付担当者 児童発達支援センター職員のうちからこども発達センター所長が指名する者をもって充てる

(虐待防止及び身体拘束適正化のための措置に関する事項)

第20条 児童発達支援センターは、児童に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待防止及び身体拘束適正化を啓発及び普及するための研修の実施
 - (5) 虐待防止委員会の設置（健康福祉会館複数事業所で構成）
 - (6) 身体拘束適正化委員会の設置（虐待防止委員会内で検討）
- 2 児童発達支援センターは、日々の視診等により通所中の児童の状態を把

握し、虐待の早期発見に努めるとともに、発見した場合には速やかに関係機関に通報するとともに健康福祉会館虐待防止委員会へ報告するものとする。

(衛生管理等)

第21条 児童発達支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業者は、児童発達支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 児童発達支援センターにおける感染者及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 児童発達支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 児童発達支援センターにおいて、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第23条 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（利用に当たっての留意事項）

第24条 児童発達支援センターは、次の事項について、利用児童の保護者に依頼又は協力を求めることができるものとする。

- （1）個別支援計画作成に係る面談への出席及び内容の確認
- （2）実績記録票による利用日の確認と押印
- （3）欠席の連絡
- （4）給食の予約と取り消しに係る連絡
- （5）利用料及び給食費の納入
- （6）変更届等の提出

（その他運営に関する重要事項）

第24条 児童発達支援センターは、職員の資質の向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- （1）人権に関する研修 年1回
- （2）園内研修 年2回以上
- （3）その他必要な研修 適宜

2 児童発達支援センター職員は、その業務上知り得た利用児童及び利用児童の保護者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 前項の秘密保持は、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 児童発達支援センターは、他の児童発達支援事業等通所支援事業者、保育所等児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者及び幼稚園等の教育機関等に対して、利用児童及び当該利用児童の保護者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により、当該児童の保護者の同意を得ておくものとする。

- 5 児童発達支援センターは、利用児童及び当該利用児童の保護者に対する児童発達支援の提供に関する記録を整備し、当該児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 6 児童発達支援センターは、概ね1年に1回以上、児童発達支援ガイドラインを踏まえて、提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行い、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(附則)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(附則) (平成24年3月31日、児童福祉法の改正に伴い全面改定)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附則) (平成25年3月31日、障害児相談支援事業所の設置に伴い一部改定)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附則) (平成29年1月10日、指定障害児通所支援事業者実地指導に伴い一部改定)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(附則) (平成30年1月9日、指定障害児通所支援事業者実地指導に伴い一部改定)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(附則) (平成31年3月6日、千葉県障害福祉事業課療育支援班の指導に伴い一部改定)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(附則) (令和3年3月31日、千葉県障害福祉事業課療育支援班の指導に伴い一部改定)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(附則) (令和4年3月31日、虐待防止に関する事項変更のため一部改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する

(附則) (令和5年3月31日、身体拘束適正化委員会の設置に関する事項変更及び給食費の減免のため一部改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する

(附則) (令和 6 年 3 月 31 日、衛生管理等及び業務継続計画の策定等のため一部改正)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

(附則) (令和 7 年 3 月 31 日、一元化に伴う一部改正)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

(附則) (令和 8 年 2 月 28 日、職員の職種、員数及び職務の内容変更に伴う一部改正)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する